生徒心得

教育目標

自 立:主体的に行動できる生徒

責任:社会性を備えた生徒

敬 愛:人間性豊かな生徒

そこで本校では、日常の教育活動の「指導のねらい」 として、次のような「重点」を設定している。

学習指導面で

- ・少人数・対話型の丁寧な指導。
- ・一人一人の生徒の学力を必ず伸ばす徹底した指導。 生活指導面で
- ・学校生活の「きまり」を守り、けじめのある行動を とらせる指導。
- ・からだを鍛えるとともに、たくましい精神と豊かな 情操を養わせる指導。

登校・下校

- 1 授業の始業5分前までには登校すること。なお、原則として7:30以前には登校しないこと。
- 2 下校時刻は原則として I・Ⅱ 部は17:00, Ⅲ部は 21:00とする。
- 3 休日は原則として登校を禁止とする。ただし、部活動等でやむを得ず登校する場合は、所定の手続きにより許可を得ること。(P.23)
- 4 部活動は I · Ⅱ · Ⅲ部が一緒に活動する。ただし、 I · Ⅱ部の生徒で時間外延長 (18:30まで) を希望す

る場合は、あらかじめHR担任、クラブ顧問等を通して、当日の昼休みまでに生徒指導部に願い出て許可を得ること。

- 5 登校後は、授業終了まで許可なくして校外に出ては ならない。
- 6 バイク, 自動車等による通学は禁止する。同乗も不 可。また、制服・私服を問わない。
- 7 自転車による通学を希望する者は「自転車通学願」 を生徒指導部に提出し、ステッカーの交付を受けること。
- 8 本校はノーチャイム制なので、各自で時間の管理に 努めること。

服 装

- 1 常に高校生としての自覚を持ち、清潔、質素、端正 な服装をする。
- 2 授業日,休業日を問わず,登下校の際は本校規定の 制服を着用する。
- 3 制服は次の通りとする。

冬服(平成27年度以後入学生)

〈男子〉

上衣: 濃灰色のブレザー (学校指定のもの)

下衣: 濃灰色に白色のチェックのスラックス (学校 指定のもの)

ネクタイ (学校指定のもの)

Yシャツ (白無地)

〈女子〉

上衣: 濃灰色のブレザー (学校指定のもの)

下衣: 濃灰色に白色のチェックのスカート (学校指 定のもの)

リボンあるいはネクタイ (学校指定のもの)

Yシャツ (白無地)

※女子用スラックス(学校指定のもの。希望者の み)

・校内では上衣を脱いでもよいが、ネクタイ・リボンは 原則として着用すること。

冬服(平成26年度以前入学生)

〈男子〉

上衣: 濃灰色のブレザー (学校指定のもの)

下衣: 濃灰色のスラックス (学校指定のもの)

ネクタイ (学校指定のもの)

Yシャツ (白無地)

〈女子〉

上衣: 濃灰色のブレザー (学校指定のもの)

下衣: 濃灰色のスカート (学校指定のもの)

リボンあるいはネクタイ (学校指定のもの)

Yシャツ (白無地)

※女子用スラックス(学校指定のもの。希望者の み)

- ・男女とも上衣の左襟に校章バッジをつけること。
- ・校内では上衣を脱いでもよいが、ネクタイ・リボンは 原則として着用すること。

夏服(平成27年度以降入学生)

〈男子〉

濃灰色に白色のチェックのスラックス (学校指定の もの)

Yシャツあるいはポロシャツ(白無地) 〈女子〉

濃灰色に白色のチェックのスカートあるいはスラックス (学校指定のもの)

Yシャツあるいはポロシャツ (白無地)

・夏服着用可能期間は5月~10月とする。

夏服(平成26年度以前入学生)

(男子)

薄灰色のスラックス(学校指定のもの) Yシャツあるいはポロシャツ(白無地) 〈女子〉

薄灰色のスカート (学校指定のもの) Yシャツあるいはポロシャツ (白無地)

- ・夏服着用可能期間は5月~10月とする。
- ※平成26年度以前入学生も、平成27年度以降入学生と同じ制服を着用してもよい。ただし、その場合は購入したことを証明する書類を担任に提出すること。
- 4 防寒着、その他については以下に従う。

ブレザー内に着用する防寒着は、セーター (Vネック)、カーディガン、ベストとする。なお、セーター、カーディガン、ベストの色は「白・黒・濃紺・茶・グレー・ベージュ」の6色のうちの単色・無地とする。ワンポイントは可とするが、2cm四方程度のものとす

る。ライン入り・模様編みは不可とする。防寒着はブレザーの上に着用し、華美でないものとする。授業では脱ぐこと。

パーカーの着用,スカートの下にスウェット等を履 くことは不可。

- 5 指輪, ネックレス, ネイル, ピアスなどの装身具を 身につけたり, 口紅, マニキュアなどの化粧をすることを禁止する。
- 6 頭髪は清潔にして、周囲に不快感を与えないこと。 地毛に、脱色、染色、パーマなど人工的に手を加えな いこと。縮毛矯正を行う場合には事前に相談のこと。
- 7 特別な事情によりやむを得ず異装をするときは、所 定の手続きを経て、あらかじめ許可を受けること。

所 持 品

- 1 生徒証,生徒手帳は常に携帯すること。
- 2 所持品には年次、組、氏名を明記すること。
- 3 他人に危害を与え、また与えるおそれのある危険物 (ナイフ・カッター・ライター等) は所持しないこと。
- 4 貴重品、多額の金銭は持ってこないこと。やむを得ず持参する場合は、自分の責任において管理すること。
- 5 携帯電話・スマートフォンについて
- (1) 授業中は使用しないこと。
- (2) TPO (時・場所・場合) に応じた使用の仕方を 学ぶこと。
- (3) 公共の場での使用、または大きな声での使用などモラルに欠ける使用はしないこと。

- 19 -

校内生活

- 1 学校生活は、社会生活の基本の場である。礼儀、言 葉遣い等に気をつけること。はっきりと「あいさつ」
- 2 授業中は他人に迷惑をかける言動は慎み、意欲的に 学習すること。
- 3 授業中は定められた座席で学習すること。
- 4 遅刻をして入室するときは、教科担当の先生の許可 を得て着席すること。
- 5 紛失, 拾得, 盗難, 事故は直ちに先生に報告するこ
- 6 本校生徒の飲酒・喫煙は、成人・未成年であること を問わず、学校生活の中で(校外授業、対外試合等も 含む) 全面的に禁止とする。なお、登下校においても 禁止とする。
- 7 本校は一足制なので、ルールを守り校内美化に努め ること。
- · 校舎内に入る時には、靴の泥・汚れをマットでよく 落としてから入ること。
 - ・金属類の付属している靴など、床を傷つけるような ものでの立ち入りは禁止する。(スパイクなど)
- ・靴の履き替えが必要な特別教室に入室する時は、そ の教室の利用規程に従うこと。
- ・サンダル (クロックス等) での登校、校内での使用 は禁止する。

校内活動

- 1 校内の集会、印刷物の発行や配布、掲示、署名、募 金、販売、調査活動等に関しては、生徒指導部の許可 を受けること。
- 2 次の項目に該当する行為はしてはならない。
- ・法規に反すること。
- ・特定の政治団体、宗教団体の宣伝活動をすること。
 - ・公序良俗に反すること。
- 3 学校の活動で、他校の生徒や団体などと交渉する場 合は、生徒指導部の許可を得ること。

校舎・校具等の利用

- 1 学校の施設・設備・校具等を借りるときは、あらか じめ担当の先生に申し出て許可を受ける。また、返却 するときは担当の先生の確認を受ける。なお、使用に 当たっては大切に取り扱う。
- 2 校舎・施設・用具等は使用規定を守り、安全に気を つけ, 破損・紛失・異常の場合は速やかに担当の先生 に届け出る。なお、場合によっては弁済の義務を課す ることがある。

学習環境の整備

校舎内外の清掃・整理・整頓に気を配り、授業、部 活動などで使用した教室・施設の美化に努める。

その他の生活

- 1 外来者に対しても礼を忘れず、応答は明確にするこ
- 2 校外においても、常に砂川高校の生徒としての自覚 と誇りをもって行動すること。

- 3 校外で事故を起こしたり、事故にあったりしたときは、必ず学校に連絡すること。
- 4 外部からの生徒への呼び出しは取り次がない。ただ し用件と呼び出し人によっては、担任、顧問を通して 生徒に取り次ぐ場合もある。
- 5 車による送迎は、原則禁止である。ただし、特別な 事情がある場合は許可を得ること。

東京都立砂川高等学校「学則」

1章 総 則

第1条[目的]

本校は、学校教育法の定めるところにより、単位制 の高等学校普通教育を施すことを目的とする。

第2条 [課程]

本校は定時制の課程及び通信制の課程を置く。

第3条[学科]

※「FYU 定時制課程には普通科を置き,次の部を置く。

11 %

ă

2 通信制課程に普通科を置く。

第4条[修業年限]

本校の修業年限は、近時間課程・通信期課程とも、 本校入学以前に在籍した高等学校の修業年限とあわせて3年以上とする。

2 本校の在籍年数の上版は体学、留学の期間を含めて

6年とする。 第2章 年度・学期及び休業日

第5条 (無学年制)

木校は、単位制・無学年間とする。

第6条[作版]

年度は4月1日に始まり要作3月31日に終わる。

第7条 [浮期]

学期は、次のように定める。

-

第1学則 4月1日から8月31日まで

9月1日から12月31日まで 第2字則

第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 [体業用]

定時割黙程の休業日は,次の通りとする。(通信制

課程の休業日は,別に定める。)

土曜日·日曜日

国民の祝日

10月9日 開校記念日 7月21日から8月31日まで 夏季休業日

10月1日

常民の日

12月26日から1月7日まで 冬季休業日

3月26日から4月5日まで その他東京都教育委員会が定める日 **春季休業日**

第3章 教育課程及び授業日時数

第9条 (教育課程)

教育課程は,別に定める。

校業甲数は、別に定める。 第10条 (授業日時数)

第4章 単位の履修・修得の認定

第11条 [版修]

教科・科目の履修の認定は、計画的・継続的にその **授業を受け、出席時数が別に定める基準を下らないも** のとする。

第12条 [修得]

みて満足できるものと認められるとき、校長はその教 | 限修した教科・科目について, その成果が目標から

科・科目の所定の単位を修得したことを認定する。

第5章 生徒定員及び教員組織

第13条 (生徒定員)

本校生徒の定員は次の通りとする。

定時制課程 600名

通信制課程 720名

第14条 [教員組織]

本校に校長・副校長・経営企画室長のほか, 主幹教 論、主任教諭、主任淺護教諭、教諭、養護教諭、寒習

第6章 入学・留学・転学・退学・体学及び卒業 助手・経営企画室員、その他必要な職員を置く。

第15条 [人学]

人学の時期は学期初めとする。

入学を許可される者は、学校教育法第57条及び学校 教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者とする。 3 入学選抜の方法は、別に定める。

第16条 [転・編入]

各課程に欠員が生じたときは、転入学・編入学を許 可することができる。

第17条 (留学)

校長は、生徒が外国の高等学校に留学することを許 可することができる。

2 留学の単位認定等については、別に定める。

第18条 (転退学)

転学または退学しようとするときは,その理由を明 記し、保護者または保証人から校長に申請し、その許 可を受けなければならない。

2 転学または退学しようとする者が成人の場合は、本人またはその配開者が転退学を申請することができる。 第19条 (林学)

The state of the s

校長は、病気その他特別の事情で3ヶ月以上出席困難と認められる者には、その年度内につき体学を許可することができる。

第20条 [卒業]

木校で一定年限以上修業し、別に定める規程により 74単位以上修得した場合は卒業を認定する。

- 2 前項の単位数には、次に掲げる単位数を累積加算することができる。
- ① 他の高等学校で修得した教科・科目の単位で、本校で認定したもの。
- ② その他、学校外で学修したもので、本校で認定したもの。
- 3 本校所定の課程を修了し、卒業を認定された者には、 卒業証書を授与する。
- 4 卒業の時期は、原則として年度末とする。

第7章 授業料,その他

第21条 (授業科等)

本校生徒の授業料及び納入方法等は、東京都立学校 の授業料等徴収条例の定めるところによる。

第8端 韓

第22条 [坡頂]

校長は必要と認めたとき、生徒に質状もしくは貨品 を与えてこれを後質する。

第23条 [整成]

校長は、必要と認めたとき、生徒に次の懲戒を行う。

4000年

† :

新品

第24条 [退學]

校長は、次に該当する者があるときは、退学を命ずることができる。

- ① 品行不良で改善の見込みがないと認めた者② 学力不足で成業の見込みがないと認めた者
 - ③ 正当な理由がなくて出席が常でない者
- エコを出出がるいては別にかれてない。● 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に
- すべいかいない。このは、エルこうこのキがに 反する行為のあった者⑤ 所定の期日までに関修登録を行わないなど修業の
- ⑤ 第4条2項に定める在籍年数を超える者

意思がないと認めた者

- 1 本学期は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、平成18年4月1日から施行する。3 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 4 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 本学則は、平成23年4月1日から施行する。
 - 7 本学則は、平成24年4月1日から施行する。 8 本学則の細則は、別に定める。

- 5 -

のできる。

生徒心得

自一立:主体的に行動できる生徒

貴 任:社会性を備えた生徒

敬・愛:人間性豊かな生徒

そこで本校では、日常の教育活動の「指導のねらい」

として、次のような「重点」を設定している。

学習指導値で

・少人数・対話型の丁寧な指導。

・1 丁を活用し、一人一人の生徒の学力を必ず伸ばす 徹底した指導。

生活指導面で

・学校生活の「きまり」を守り、けじめのある行動を とらせる指導。 ・からだを鍛えるとともに、たくましい精神と豊かな 僣様を養わせる指導。

登校・下校

1 授業の始業与分前までには登校すること。なお、原 川として7:30以前には登校しないこと。

2 下校時刻は原則として1・11帯は17:00, 11部は 21:00とする。 3 体目は原則として登校を禁止とする。ただし、部活 助等でやむを得ず登校する場合は、所定の手続きによ り許可を得ること。(P.23)

4 部活動は1・11・11部が一緒に活動する。ただし、

1・II 部の生徒で時間外延長(18:30まで)を希望する場合は、あらかじめHR担任、クラブ賦問等を通して、当日の昼休みまでに生徒指導部に願い出て許可を得ること。

5 登校後は、授業終了まで計可なくして校外に出てはならない。

6 バイク、自動車等による通学は禁止する。同乗も不可。また、制限・私服を問わない。

7 自転車による通学を希望する者は「自転車通学駅」を生徒指導部に提出し、ステッカーの交付を受けること。

8 本校はノーチャイム側なので、各自で時間の管理に 努めること。

然品

1 常に高校生としての自覚を持ち、清潔、質素、端正な服装をする。

2 校業日,休業日を問わず、登下校の際は本校規定の 制服を着用する。

3 制服は次の通りとする。

iliJMは4人で2週りとする。 冬服(平成27年度以後入学生)

(男子)

上女:職厌色のプレザー (学校指定のもの)

下衣: 濃灰色に白色のチェックのスラックス (学校

指定のもの)

ネクタイ (学校指定のもの) Yシャツ (白無地)

(4-4·)

上衣:濃灰色のブレザー (学校指定のもの)

下次:濃灰色に白色のチェックのスカート(学校指

定のもの)

リボンあるいはネクタイ (学校指定のもの)

Y シャツ (白無地)

※女子用スラックス(学校指定のもの。希望者の

校内では上衣を脱いでもよいが、ネクタイ・リボンは

原則として着用すること。 冬服 (平成26年度以前入学生)

(开子)

上次: 歳灰色のブレザー (学校指定のもの)

下衣:濃灰色のスラックス (学校指定のもの) ネクタイ (学校指定のもの)

Υシャツ (白無地)

(女子)

上女:濃灰色のプレザー (学校指定のもの)

下攻:濃灰色のスカート (学校指定のもの) リボンあるいはネクタイ (学校指定のもの)

Yシャツ (白無地)

※女子用スラックス(学校指定のもの。希望者の

(*)

・男女とも上変の左襟に校章バッジをつけること。・・校内では上衣を脱いでもよいが,ネクタイ・リボンは原則として着用すること。

- 17 -

-16 -

夏服 (平成27年度以降入学生)

男子〉

濃灰色に白色のチェックのスラックス (学校指定の

もの)

Υシャツあるいはポロシャツ (白無地)

(女子)

濃灰色に白色のチェックのスカートあるいはスラッ

クス (学校指定のもの)

Υシャツあるいはポロシャツ (白無地)

夏服着用可能期間は5月~10月とする。

夏服 (平成26年度以前入学生)

(計量

海灰色のスラックス (学校指定のもの)

Yシャンあるいはポロシャン (白無地)

マ子〉

海灰色のスカート (学校指定のもの)

Yシャツあるいはポロシャツ (白無地)

夏服着用可能期間は5月~10月とする。

※平成26年度以前入学生も,平成27年度以降入学生と同じ制服を着用してきよい。ただし,その場合は購入したことを証明する書類を担任に提出すること。

4 防寒具、その他については以下に従う。

ブレザー内に着用する防災臭は, セーター (Vネック), カーディガン, ベストとする。なお, セーター,カーディガン、ベストの色は「白・黒・濃紺・茶・グレー・ベージュ」の6色のうちの単色・無地とする。

ワンポイントは可とするが、2㎝四方程度のものとする。ライン入り・模様編みは不可とする。防寒着はブレザーの上に着用し、葬業でないものとする。授業では脱ぐこと。

パーカーの着用,スカートの下にスウェット等を履

くことは不可。 5 指輪、ネックレス, ピアスなどの数身貝を身につけ たり, 口紅, マニキュアなどの化粧をすることを禁止。 6 頭髮は消潔にして,周囲に不快感を与えないこと。 地毛に,脱色,梁色,パーマなど人工的に手を加えないこと。 縮毛矯正を行う場合には事前に相談のこと。

7 特別な事情によりやむを得ず與数をするときは、所 定の手続きを経て、あらかじめ許可を受けること。

品

1 生徒証、生徒手帳は常に携帯すること。

2 所持届には年次、組、氏名を明記すること。

3 他人に危害を与え、また与えるおそれのある危険物 (ナイフ・カッター・ライター等)は所持しないこと。4 貴重品、多額の金銭は持ってこないこと。やむを得

ず持参する場合は、自分の責任において管理すること。 5 携帯電話・スマートフォンについて

(1) 校業中は使用しないこと。

(2) TPO (時・場所・場合) に応じた使用の仕方を 学ぶこと。

(3) 公共の場での使用,または大きな声での使用など

-18 -

モラルに欠ける使用はしないこと。

力作活

- 学校生活は、社会生活の基本の場である。礼儀、言 集選い等に気をつけること。はっきりと「あいさつ」 すること。
- 2 授業中は他人に迷惑をかける書動は慎み、意欲的に 学習すること。
- 3 授業中は定められた座席で学習すること。
- 4 遅刻をして入室するときは、教科担当の先生の許可を得て着席すること。
- 5 紛失、拾得、盗艦、事故は直ちに先生に報告すること。
- 6 本校生徒の飲酒・喫煙は,成人・未成年であることを問わず、学校生活の中で(校外授業、対外試合等も含む)全面的に禁止とする。なお、貸下校においても然止とする。
- 7 本校は一足側なので、ルールを守り校内美化に劣めること。
 - ・校舎内に入る時には,靴の泥・汚れをマットでよく 落としてから入ること。

金属類の付属している靴など、床を傷つけるような

- ものでの立ち入りは禁止する。(スパイクなど) ・靴の限き替えが必要な特別教宝に入室する時は, の教室の利用規程に従うこと。
- サンダル(クロックス等)での登校、校内での使用 は禁止する。

校内活動

- 1 校内の集会、印刷物の発行や配布、掲示、署名、募金、販売、割査活動等に関しては、生徒指導部の計可を受けること。
- 2 次の項目に該当する行為はしてはならない。
 - ・法規に反すること。
- 特定の政治団体,宗教団体の宣伝活動をすること。
- 公序良俗に反すること。
- 3 学校の活動で、他校の生徒や団体などと交渉する場合は、生徒指導部の許可を得ること。

校舎・校具等の利用

- 1 学校の施設・設備・校具等を借りるときは、あらか じめ担当の先生に申し出て許可を受ける。また、返却 するときは担当の先生の確認を受ける。なお、使用に 当たっては大切に収り扱う。
- 2 校舎・施設・川具等は使用規定を守り、安全に気をつけ、破損・紛失・異常の場合は速やかに担当の先生に届け出る。なお、場合によっては弁済の義務を課することがある。

学習環境の整備

校舎内外の清掃・整理・整頓に気を配り、授業、部 活動などで使用した教宝・施設の美化に努める。

- その他の生活
- 1 外来者に対しても礼を忘れず、応答は明確にするこ
- こ。校外においても、常に砂川高校の生徒としての自覚

-21

と高りをもって行動すること。

- 3 校外で事故を起こしたり、事故にあったりしたとぎは、必ず学校に連絡すること。
- 4 外部からの生徒への呼び出しは取り次がない。ただし川件と呼び出し人によっては、担任、確倒を辿して 生徒に取り次ぐ場合もある。
- 5 市による送迎は、原則禁止である。ただし、特別な 事情がある場合は許可を得ること。